

伊方原発運転差止仮処分不当決定についてのコメント

(島崎証言が提起した疑問点の解明，地盤・断層調査の徹底検証なくして，
住民側は負かせない)

2017年7月22日

大飯原発福井訴訟弁護団 団長 島田 広

松山地裁は，昨日，伊方原発の運転差止仮処分事件について，住民側の申立を却下する不当決定を下しました。

伊方原発は，中央構造線という日本最大規模の活断層のすぐそばに存在する原発だけに，裁判所の判断が注目されましたが，結果は，規制委員会の安全審査を過度に重視し，これに対して住民側が提起したいいくつもの深刻な疑問点については全く聞く耳をもたない，福島第一原発事故前の原発訴訟さながらの，行政追従の不当決定でした。

同決定後，住民側は「司法はもう福島を忘れたか」という垂れ幕を掲げましたが，私たちが全く同じ思いです。行政追従の判断を繰り返し，住民側による危険性の指摘については「針小棒大」といわんばかりに切って捨てていた，福島第一原発事故前の裁判所の傲慢な姿勢が，復活しているといわざるを得ません。

同時に今回の決定は，大飯原発福井訴訟で，名古屋高裁金沢支部の裁判官たちが証拠調べを拒否した，①島崎証言が提起した入倉・三宅式の適用の誤りによる過小評価の問題，②地盤・断層調査の徹底検証の論点の解明こそ，電力会社側の最大のアキレス腱であることを，改めて示したともいえます。

松山地裁決定では，「地震発生前に分かる断層長に入倉・三宅式を当てはめると基準地震動の過小評価になる」という島崎証言に対して，これを真っ向から否定することはできず，ただ，伊方の場合には四国電力のみならず地震調査研究推進本部も詳細な調査を行っているため，過小評価にはならない，と判断しました。それ自体，熊本地震の経験（かなり詳細に調査がなされていたのにやはり地震後の震源インバージョン解析により震源断層が伸びた）からすれば，非科学的といわざるを得ませんが，大飯原発の場合には，島崎証人も地盤・断層の調査が極めて不十分と指摘しており，私たちが証人申請した赤松証人，立石証人の2人の専門家も同様の見解です。

少なくとも，私たち住民側が求めた赤松証人，立石証人，それに島崎証言を裏付ける瀧澤証人の証人尋問をせずに，松山地裁の決定と同じ論理で住民側を負かせることは，絶対にできません。逆に，これらの証人を取り調べれば，大飯原発の基準地震動が過小評価となっているという真実が，明々白々になるのです。

私たちは，改めて，裁判所に対して，真実から目を背けることなく，必要な証拠調べをきちんと行うことを強く求めます。そして，真実から逃げ回り，不当に証拠調べを拒否して関西電力に助け船を出すような，今の名古屋高裁金沢支部の不公正なあり方を変えるため，裁判官忌避のたたかい（特別抗告）を，最後までたたかい抜きたいと思えます。

ご支援のほど，どうぞよろしくお願いいたします。

以上